各都道府県

住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の 保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等(以下「DV・ストーカー行為等」という。)の被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)、戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)及び住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。)の一部改正が行われ、平成16年7月1日以降、各市町村において必要な支援措置が実施されているところです。

今般、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成18年法律第74号)等の施行(平成18年11月1日)に伴う、事務処理要領の一部改正(平成18年9月15日付け総行市第130号総務省自治行政局長から各都道府県知事あて通知)に合わせ、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」(平成16年5月31日付け総行市第218号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知)(以下、「平成16年質疑応答」という。)中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更するとともに、DV・ストーカー行為等の被害者の支援措置の実施に関する留意点を下記のとおり通知します。

貴職におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市町村に周知されるようお願いします。

記

1 支援措置申出書の様式の変更 平成16年質疑応答問2中別紙を別紙のとおり変更する。

## 2 留意点

- (1) 支援の申出者が既に警察署等に相談している場合の取扱いについては、平成16年質疑応答問4において既に通知しているところですが、一部の市町村において、警察署等に既に相談している申出者に対して、再度警察署等を訪問し、申出書の「警察等の意見」欄を警察署等において記入のうえ、改めて申出書を提出するよう指導していると思われるケースがあるとの報告がなされています。平成16年質疑応答において既に通知のとおり、申出者が事前に警察署等に相談している場合に、再度申出者を警察署等に相談に行くよう教示することは適当ではないと考えます。
- (2) 一部の市町村において、DV・ストーカー行為等の被害者の保護のための支援措置を行うかどうかの判断を、実質的に警察等の機関に委ねているのではないかと思われるケースがあるとの報告がなされています。申出者がDV・ストーカー行為等の被害者に該当するかどうかの判断の客観性を担保するうえで、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くことや保護命令決定書の写し、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を受けることは必要な手続ではありますが、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付などに係る支援措置の実施に関する最終的な判断は、市町村長において主体的に行うことが必要と考えます。

なお、事務処理要領第6-10-イー(ア)中「上記以外の適切な方法」として、自市町村にDV・ストーカー行為等の被害者の相談に対応することが適切な部署が設置されている場合には、当該部署の長の意見により確認を行うこととして差し支えありません。

さらに、他の市町村で支援措置を受けていた被害者が、当該市町村における支援措置期間が終了する前に自市町村に転居してきた場合には、同人から新たに申出を受け付けることになりますが、その際に必要となる支援措置に必要な確認を、先に支援措置を行った市町村の長に対して行うこととしても差し支えありません。